

理学研究科 2026 年度（令和 8 年度）日本学生支援機構
大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る
特に優れた業績による返還免除内定候補者募集要項

1. 制度概要

2026 年度に修士課程、博士前期 2 年の課程（以下、「修士課程等」）、又は専門職学位課程への進学を希望している学部生（他大学学生・既卒生含む、以下「学部生」）を対象として、あらかじめ第一種奨学生の返還免除候補者を内定する制度です。この返還免除内定候補者の配分人数は、従来の貸与終了時の返還免除候補者配分人数の別枠となります。

2. 対象者

2026 年度に本学大学院修士課程、博士前期 2 年の課程、又は専門職学位課程への進学を希望し、以下①～③のいずれも満たす者（既卒者含む）。

①申請時点において大学学部等において修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学生。「**多子世帯**」を含む）の支援対象であること（※1※2）。又は、住民税非課税世帯であることが各大学院で確認できること（※3）。

※1 学生の申請時、給付奨学生番号により申請可否がスカラネットで自動判定されます。

※2 廃止や支援区分が停止中の学生は対象外となります。また今年度の適格認定で処分を受けた学生は内定取消となります。また、**2026 年度進学予定の内定候補者の推薦より資産超過により停止**となっている者は対象外となります。

※3 学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母 2 名）の**2025（令和 7）年度所得証明書**等により、全員の住民税所得割額が 0 円（非課税）であることを確認してください。また、**2026 年度進学予定の内定候補者より、住民税非課税世帯の学生本人及び生計維持者の資産が 5,000 万円未満であることの確認が必要になります。**所得証明書と合わせて**「資産の申告書」**も提出してください。（対象となる資産は P3 をご確認ください。）

②特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報 AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること。

③本学大学院修士課程等の入学者選抜に合格している、又は合格が見込まれること。

3. 申請期間

2025年11月25日（火）～12月5日（金）【期限厳守】

4. 提出書類

- ① スカラネット下書き用紙（記入済みのもの）
- ② 給付奨学生の方：給付奨学生証のコピーまたは奨学生番号が分かる資料
給付奨学生以外の方：本人および生計維持者（父母）の2025（令和7）年度「所得証明書」または「(非)課税証明書」※ 所得割額が0円と記載されているもの
- ③ 資産の申告書（該当者のみ）

【提出先】理学部・理学研究科 教務課 学生支援係

E-mail : sci-sien@grp.tohoku.ac.jp

※提出期限に間に合わない場合は、事前に学生支援係へご連絡ください。

5. スカラネットの入力期限

2025年12月12日（金）

6. 申請の流れ

- ① 「4. 提出書類」の書類を理学部・理学研究科 教務課 学生支援係 (sci-sien@grp.tohoku.ac.jp) へメールで送付（12/5まで）
メールのタイトルは、「修士返還免除希望」とし、本文には(1)氏名 (2)現在、在籍している大学名（東北大学の学生は学籍番号）(3)進学先の専攻名を記入
- ② 学生支援係にて内容を確認後、スカラネット入力に必要な「ID・パスワード」を配布（メール受領後順次～12/10頃まで）
- ③ スカラネット下書き用紙をもとに入力（12/12まで）
- ④ 入力完了後、最終画面に表示される受付番号をスカラネット下書き用紙に記載
※学生支援係へは報告不要

7. 推薦

申請者は全員、理学研究科から推薦されます。その後、学内選考委員会にて全体順位を決定し推薦枠内となった学生を日本学生支援機構へ推薦します。大学の推薦枠外となった学生には学生支援係より通知いたします。（2026年4月中旬）

8. 返還免除内定候補者の決定

内定者には2026年7月（予定）頃、日本学生支援機構から本人宛に決定通知がある予定です。大学から推薦されたものの不採用者になった学生には、学生支援係より不採用通知を配布いたします。

【学生用】

9. その他の留意事項

- ・返還免除内定候補者となっても修士課程等在学中の第一種奨学金の申請は別途行う必要があります。予約採用で申請していない場合は、春の在学定期採用（2026年4月頃）で必ず申請してください。
- ・返還免除内定候補者であっても貸与終了時の「特に優れた業績による返還免除」の申請は別途必要です。
- ・対象となる資産の基準について

申込日時点の学生等本人と生計維持者（2人）の資産額の合計が5,000万円未満であること。

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
※退職金も含まれます。
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
※少額投資非課税制度（NISA）による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- ・満期や解約により現金化した保険
※満期・解約前の掛け金は含まれません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含まれません。

日本学生支援機構のホームページも併せてご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

【お問い合わせ】

理学部・理学研究科教務課学生支援係

電話：022-795-6403

E-mail：sci-sien@grp.tohoku.ac.jp